令和２年11月26日

新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルス感染症に係る市の主催・共催イベント・行事等の開催の考え方と開催時における対策について

期間：令和２年１２月１日から２月末まで

1. 基本的な考え方

○ 市の主催・共催のイベント・行事等については、原則として、三つの密(密集・密閉・密接)の発生とともに、大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されないときには、適切な感染防止対策を実施したうえで開催することとする。

○ 収容率・人数上限等については、国の11月12日付け事務連絡及び県の11月19日付け「イベント開催制限の考えについて」に準じることとする。

○ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催については、事前に県に相談することとする。

2. イベント・行事等開催時の感染防止対策について

○ イベント・行事等の開催時には以下の項目のほか、取りうる限りの感染防止対策を徹底して開催する。

- 必要に応じ入場者の制限や誘導等を行うこと
- 参加者間の距離はできるだけ２ｍ(最低でも１ｍ)程度を確保すること
- 会場にアルコール手指消毒液を設置 すること
- 会場の換気を十分行うこと
- 参加者への手洗いの推奨を行うこと
- 参加者にマスク着用や咳エチケットの徹底を要請すること
- 発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を 協力要請すること
- 妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること
- 上記のほか、国や県における新型コロナウイルス感染症対策に係る通知等を参考とし、感染予防と感染拡大防止対策に必要な取り組みを徹底して実施すること

※業種別ガイドラインの遵守徹底と感染リスクが高まる「５つの場面」、「寒冷な場面における新型コロナの感染防止等のポイント」の確認と周知を徹底すること。

※新型コロナウィルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内及び弘前保健所管内での状況等に応じて適宜見直すこととする。